

平成28年(ヨ)第1号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行禁止仮処分命令申立事件

債権者 岩下和雄 外

債務者 長崎県 外

第7準備書面

～行訴法44条について②～

平成28年8月31日

長崎地方裁判所佐世保支部 御中

債権者ら訴訟代理人弁護士 馬奈木 昭 雄

同 板 井 優

同 高 橋 謙 一

同 魚 住 昭 三

同 平 山 博 久

同 緒 方 剛

同 毛 利 倫

同 田 籠 亮 博

同 八 木 大 和

同 鍋 島 典 子

同 中 川 拓

債権者ら訴訟復代理人弁護士 井 上 恵 梨

第1 はじめに

債務者佐世保市の第1準備書面（行政事件訴訟法44条に関する債権者らの主張について等）及びそれを援用する債務者長崎県準備書面（1）に対して必要な範囲で反論するものである。

第2 債務者らの主張の概要

債務者らは概ね次のとおり主張している。

行政処分によって生じた法律関係と抵触するような内容の仮処分は、①先行する行政処分の違法を主張して公共工事の差止めを求める場合には不適法だが、②工事の施工方法等を問題として差止めを求める場合には適法である。債権者は、行政処分の違法性を主張して差し止めを求めており、工事の施工方法等を問題として差し止めを求めているものではないため不適法である（債務者佐世保市の第1準備書面・4頁～7頁）

第3 債権者らの反論

1 ①先行する行政処分の違法を主張して差止めを求めるものではない

しかし、第2準備書面でも述べたが、債権者らは、『行政処分（事業認定）が違法である→従って、その行政処分（事業認定）に基づく本件道路工事も違法である』との主張はしていない。事業認定が有効であろうが、無効であろうが、現に行われようとしている本件各工事により債権者らの人格権が侵害されるため、その保全を申し立てているのである。したがって、債務者が主張するところの①先行する行政処分の違法を主張して公共工事の差止めを求める場合には当たらない。

確かに、債権者らは、本件事業が違法であると考えている。しかし、債権者らは、本件事業が違法だから無条件に差し止めよ、と主張しているのではない。違法な事業に基づき債権者らの権利が侵害されようとしている場合、適法な事業に基づく場合よりも、差止めはより強く認められるはずだと主張しているのである。

2 「行政処分によって生じた法律関係と抵触するような内容の仮処分」ではない

そもそも、事業認定の効力と本件各工事の適否は収用した土地に対する工事以外は関係しないはずである。「事業認定」は、あくまで土地収用法上の手続きの一部に過ぎない。

土地収用法は「公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関し、その要件、手続及び効果並びにこれに伴う損失の補償等」（法1条）を定めた法律であり、事業認定も起業者が「土地を収用し、又は使用しようと

するとき」(法16条)に行われるものである。そして、事業認定の効力は、起業者が「事業の認定の告示があつた日から一年以内に限り」、「収用委員会に収用又は使用の裁決を申請することができる」(法39条)のみである。事業認定は、あくまで土地等の収用裁決を申請できるか否かの効力しか無いのである。当然のことながら、起業者は土地収用法に基づく収用裁決を行わずとも起業地を任意買収することも可能であり、全ての起業地の任意買収が出来た場合は事業認定は行わずに起業地上に公共工事が行われる。事業認定の有無と公共工事の可否に関連性はないのである。

したがって、そもそも本件各工事の適否と事業認定の効力が抵触することではなく、本件仮処分は、債務者らの主張する「行政処分によって生じた法律関係と抵触するような内容の仮処分」にすら当たらないといえる。

この点、債務者らは、債権者らが事業認定そのものの違法性を争っており、本件申立を認めることによって先行する事業認定の効力が無に帰する事は明らかであるとも主張する(債務者佐世保市の第1準備書面・6頁)が、債務者らが無に帰すと主張する事業認定の効力とは何であろうか。本件仮処分によって無に帰する事業認定の法的効力があるのであれば明らかにされた

3 ②施行方法等の変更ではなく工事自体の中止を求めるほかない

念のため、債権者らが②工事の施工方法等を問題として差し止めを求めている点についても触れておくが、債権者らが工事の施工方法等を問題としていないのは、債権者らの侵害される被保全権利はいくら施工方法等を変更したとしても保全される性質のものではないからである。単に工事の施行方法を変更すればよいのか、または、工事自体を中止する必要があるのかは、被保全権利が何かに強く関わる。本件は、債権者らの被保全権利(人格権等)を保全するには、工事自体を中止しなければならないのである。

第4 最後に

以上のとおり、本件仮処分申立は行訴法44条に抵触しない。

以 上